

国立大学法人三重大学M I E Uポイント事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、国立大学法人三重大学M I E Uポイントに関する要項（以下「要項」という。）第11条の規定に基づき、国立大学法人三重大学（以下「本学」という。）のM I E Uポイント事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定める。

(事業の責務)

第2条 要項第3条第1項に定めるポイント付与活動の開催案内、準備、対応、参加確認等は、施設部施設環境チームで行うものとする。ただし、同条同項第2号の活動については、担当部局において開催案内、準備、対応、参加確認等を行うものとする。

(利用の登録)

第3条 要項第5条に定めるM I E Uポイントの付与対象者（以下「利用者」という。）は、本学のM I E Uポイント付与システムから次の各号により登録しなければならない。

- (1) 新規ユーザー登録又はユーザー情報変更からユーザー情報を登録又は変更すること。
- (2) 活動登録から行った付与活動の日付等を登録すること。

(ポイントの付与の申請期間)

第4条 M I E Uポイントの付与申請に係る期間は、付与活動実施の日以後における最初の3月31日までとする。

(ポイントの付与活動等)

第5条 利用者に対して付与するM I E Uポイントの付与活動及びポイント数は、別表第1に定めるところによる。

(WAON POINTへの交換)

第6条 要項第7条第2項に定める契約締結によるポイントの交換の相手は、イオンマーケティング株式会社（以下「イオン」という。）とし、利用者は、保有するM I E Uポイントをイオンが提供するWAON POINTと交換できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、予算の関係上、問題が生じた場合は、三重大学地球環境センター長（以下「センター長」という。）が、M I E UポイントからWAON POINTへの交換（以下「ポイント交換」という。）を停止できるものとする。

3 イオンとの契約の満了又は任意解約により契約を終了する時は、三重大学地球環境センター（以下「センター」という。）が、本学のホームページ等により利用者に対しポイント交換ができなくなる2か月前までに、周知を行わなければならないものとする。

4 前項に定めるもののほか、イオンとの契約が解除になった場合は、センターが、本学のホームページ等により速やかに利用者に対し、周知を行わなければならないものとする。

5 第2項の場合には、センターが、本学のホームページ等により利用者に対し事前に、周知を行わなければならないものとする。

(WAON POINTとの交換条件等)

第7条 ポイント交換の条件は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) ポイント交換する際の交換比率は、M I E Uポイント1ポイントに対し、WAON POINT 1ポイントとする。

(2) 利用者が、MIEUポイントをWAON POINTに交換できるポイント数は、1回あたり10ポイント以上とし、10ポイント単位で設定できるものとする。

(3) 利用者がWAON POINTに交換することができるポイント数は、1回あたりの上限を10,000ポイントとする。

2 利用者が、WAON POINTに交換を申請できる日は、毎月20日までとする。

3 イオンによるWAON POINTの付与日は、毎月1日とする。ただし、付与日が、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項第1号及び第2号に定める休日の場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日をポイント付与日とする。

4 WAON POINTへの交換後は、イオンが定めるWAON POINTサービス規約に従うものとし、センターは、一切の責任を負わないものとする。

(WAON POINT対象活動等)

第8条 ポイント交換ができる付与活動及びポイント数は、別表第2に定めるところによる。

(参加確認)

第9条 環境に関する活動の参加確認は、センターが、利用者のID、アカウント、氏名、所属、活動日、主設問No及び主設問タイトルの情報（以下この条において「利用者情報」という。）を記載したCSVファイルを作成し、MIEUポイント付与システムで行うものとする。

2 環境に関するもの以外の活動は、担当部局が、利用者情報を記載したCSVファイルを作成しセンターに報告することにより、センターがMIEUポイント付与システムで参加確認を行うものとする。

(WAON POINTへの交換申請期間)

第10条 WAON POINTへの交換申請期間は、MIEUポイントが付与された年度の翌年度末までとする。

(事業の終了等)

第11条 事業を終了又は変更を行う時は、センターから利用者に対し事前に周知するものとする。

2 保有ポイントは、事業の終了後、直ちに失効するものとする。この場合において、ポイント事業の終了により生じた不利益又は損害について、センターは、一切の責任を負わないものとする。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和7年1月6日から実施する。

2 この要領施行前の利用者が、保有するMIEUポイントについては、第6条第1項の規定にかかわらず、WAON POINTへの交換はできないものとする。